

一般廃棄物処分業許可証

住所又は所在地 札幌市中央区北七条西十五丁目 28 番地 11
氏名又は名称 株式会社丸升増田本店
代表者氏名 代表取締役 内山 恭子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた者であることを証します。

小樽市長 迫 俊 哉



許可番号 第 10 号
許可の年月日 令和 4 年 6 月 11 日
許可の有効期間 令和 6 年 6 月 10 日 まで

1 事業の範囲

- ①事業の範囲：中間処理（破碎及び減容固形化）
- ②一般廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず

2 事業の用に供するすべての施設

- ①破碎施設（株式会社御池鐵工所製 RPC-40120-100）
 - 設置場所 小樽市銭函三丁目 274 番地 4
 - 設置年月日 平成 23 年 8 月 29 日
 - 処理能力 紙くず 4.40 t/日（8 時間）
 - 木くず 4.64 t/日（8 時間）
 - 繊維くず 4.40 t/日（8 時間）

- ②減容固形化施設（株式会社御池鐵工所製 MH-IV-100）
 - 設置場所 小樽市銭函三丁目 274 番地 4
 - 設置年月日 平成 23 年 8 月 29 日
 - 処理能力 4.80 t/日（8 時間）

- ③紙くず、木くず、繊維くずの保管場所
 - 設置場所 小樽市銭函三丁目 274 番地 4
 - 面積 50.6 m²
 - 保管上限 54.5 m³

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成 24 年 6 月 11 日 新規許可
- 平成 26 年 6 月 11 日 許可更新
- 平成 28 年 6 月 11 日 許可更新
- 平成 30 年 6 月 11 日 許可更新
- 令和元年 9 月 26 日 代表者の変更
- 令和 2 年 6 月 11 日 許可更新
- 令和 4 年 6 月 11 日 許可更新